

子ども政策課

保育所等における不適切保育等の総合的な相談対応の強化について

保育所等での不適切保育（※）が疑われる事案等の総合的な相談窓口を設置するとともに、寄せられた相談内容に対し、迅速かつ専門的な見地からの的確に対応するための仕組みを構築します。

※不適切保育とは、虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、ネグレクト）、その他子どもの心身に有害な影響を与える行為及び虐待等と疑われる行為です。

1 背景

区は、児童相談所設置市として、区の権限で保育施設等の指導検査や区職員による巡回訪問を実施するとともに、各保育所等への巡回指導アドバイザー派遣や人権研修をはじめとする各種研修を行うことで、保育の質の向上を図り、不適切保育の未然防止を図ってきました。

一方で、全国的には不適切保育が相次いでおり、こども家庭庁及び文部科学省が実施した全国調査（令和5年5月公表）によると、令和4年4月から12月の間に、保育所では914件の不適切保育が、保育施設全体では1,316件の不適切保育が確認されました。また、調査結果の公表とともに、こども家庭庁では「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し、同ガイドライン上で不適切保育が疑われる事案を相談できる窓口を設置することは重要であるとしています。区においても、相談を受け付け、適切な改善指導につなげる仕組みを構築し、子どもの権利を守る必要があります。

2 保育所等における不適切保育等の総合的な相談対応の強化策

(1) 不適切保育が疑われる事案等の総合的な相談窓口の設置

ア 概要

施設内での子どもに対する不適切保育が疑われる相談などを幅広く受け付けるための総合的な相談窓口を設置します。

イ 相談者

次の区内施設に通う子どもの保護者や近隣住民及び施設に勤務する職員等

- ・認可保育所（区立・私立）
- ・認定こども園
- ・港区保育室
- ・小規模保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・東京都認証保育所
- ・事業所内保育事業
- ・病児・病後児保育室
- ・認可外保育施設
- ・一時預かり事業
- ・子育てひろば等

ウ 受付方法（受付時間）

WEB受付（24時間365日対応）

エ 相談内容

施設における子どもへの不適切保育が疑われる事案等に関する相談

※原則、「実名」での相談とします。

(3) 相談への対応の仕組み

ア 概要

相談窓口に寄せられた相談内容に対し、迅速かつ専門的な見地からの的確に対応するため、新たに配置する保育専門アドバイザーの派遣など、運営法人や保育所等に対する適切な改善指導につなげるための仕組みを構築します。

イ 対応の流れ

- (ア) 相談内容の確認（相談者への事実確認等）
- (イ) 保育専門アドバイザーや弁護士等の派遣、現場調査
- (ウ) ケース会議の開催（不適切保育の判定会議等）
- (エ) 重大案件（※）発生時の第三者委員会設置
- (オ) 施設への現場指導
- (カ) 保護者等へのフィードバック

※重大案件とは、ケースごとに判断となりますが、以下の事案を想定しています。

- ・死亡事例や重度の障害が残るような虐待が行われた事例
- ・複数の職員により不適切保育が行われた事例
- ・継続的に不適切保育が行われている事例 等

3 事業規模

1, 540千円

4 今後のスケジュール（予定）

令和5年9月	令和5年第3回港区議会定例会補正予算案提出
令和6年1月	事業開始